



マイナンバーによる手続きが開始されました

平成30年3月5日から、市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除申請、老齢基礎年金の請求手続きが、マイナンバーを使用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行うときは、マイナンバーカードなどのマイナンバーを確認できる書類と、本人の身元が確認できる書類を市区町村または年金事務所の窓口に掲示する必要がありますので、確認できる書類を窓口を持参してください。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。

※国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書など、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

マイナンバーで手続きを行う際は、以下の書類を持参してください

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、マイナンバー法による本人確認を行う必要があります。

①マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）

②マイナンバーを提出する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）を以下の書類などで確認させていただきます。

【番号確認書類】 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し。

【身元（実存）確認書類】 マイナンバーカード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳などの顔写真付の官公署が発行したもの。または、健康保険証と年金証書、社員証と年金手帳など、2点を組み合わせたもの。

※詳細につきましては、事前に担当までお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

おくやみの掲載について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ、おくやみの掲載を希望されるか確認を取っています。

おくやみの掲載は、①村広報紙②サイボード③新聞（3社）となっており、いずれも無料です。

サイボードには、喪主や通夜・葬儀の日程などを詳しく掲載することができますのでご利用ください。

なお、土・日・祝日の届出の場合、サイボードへの掲載は休み明けとなりますのでご了承ください。（通夜・葬儀がすでに終わっていても2日間掲載します）

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：熊谷